○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字籾岳二九三二の五（国有林）、二九三二の二、字栗河内一の一、一七、三三の一六、一五・三三の五八・四二・字市ヶ平二九二七の一四・字アバラキ二九四二の六三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、朝倉郡東峰村大字小石原字水浦一八四〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一八五五の一（国有林）、一八四二の一・一八四四・字アラコ一八〇五の二・一八〇五の八・一八一〇の八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

○国土交通省告示第二百八十一号

松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松山空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　松山空港内及びその周辺　愛媛県松山市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二十五年国土交通省告示第百六号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側

ロ　七　航空灯火の利用上の特記事項中「過走帯灯」の下に「、滑走路警戒灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三日

○国土交通省告示第二百八十二号

高松空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　高松空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　高松空港内及びその周辺　香川県高松市

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁並びに朝倉市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字水浦一八四〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・一八五五の二（国有林）、一八四二の一・一八四四・一八四七の三・字アラコ一八一〇の八・一八一〇の九・一八二九の二・一八三一の四・一八三三の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百八十一号

松山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　松山空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　松山空港内及びその周辺　愛媛県松山市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十九年国土交通省告示第百九十九号を参照）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

滑走路警戒灯	発光ダイオード、航空黄の明滅光、毎分四十八明滅	実効光度千カンデラ	誘導路の一時停止すべき位置で誘導路中心線に直交する直線上誘導路の両外側

ロ　七　航空灯火の利用上の特記事項(1)中「過走帯灯」の下に「、滑走路警戒灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年三月三日

○国土交通省告示第二百八十三号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第九百七号及び平成二十七年国土交通省告示第千二百一号を参照）

イ　誘導路

延長　三万千三百六十二メートル

ロ　エプロン

面積　二百四十二万八百四十二平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十八年三月三日

○国土交通省告示第二百八十四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

別表Ｂ332の項1イを次のように改める。

イ　出雲ＶＯＲ（N35°25′ E132°54′）

別表Ｂ332の項2中「美保ＶＯＲＴＡＣから真方位355°56′及び345°56′」を「出雲ＶＯＲから真方位115°15′及び351°15′」に、「N37°26′53″E132°55′19″の地点とN37°11′29″E132°34′15″の地点とを結ぶ直線によって」を「N37°28′E132°57′の地点とN37°11′E132°33′の地点とを結ぶ直線によって」に改める。

別表Ｇ203の項を削る。

別表Ｇ585の項を次のように改める。

Ｇ585	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域のうち、N37°30′E133°00′の地点とN34°40′E129°10′の地点とを結ぶ線の東側の空域 イ　出雲ＶＯＲ ロ　N35°49′E130°43′の地点 2　出雲ＶＯＲから真方位288°37′及び278°37′の方向へのびる直線並びにN35°57′E130°51′の地点とN35°41′E130°30′の地点とを結ぶ直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）